

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 再支給のご案内

1 支給対象世帯

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）」を既に3か月分支給された世帯に対し、一度に限り再支給が可能です。

※再度の申請が必要です ※収入要件や資産要件等、審査の要件があります

以下の要件にすべて当てはまる世帯は、令和4年12月31日まで再支給の申請ができます。

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の3か月分の支給が、既に終了した／自立支援金（再支給）の申請月で終了すること
- 申請月の世帯の収入の合計額（収入額）と預貯金及び現金の合計額（資産額）が、いずれも上限額以内である

※給与収入は社会保険料等控除前の金額（交通費除く）を、自営業の場合は事業収入（必要経費を除いた額）を確認します。

	収入上限額	資産上限額		収入上限額	資産上限額
単身世帯	127,000円	504,000円	6人世帯	357,000円	1,000,000円
2人世帯	182,000円	780,000円	7人世帯	401,000円	1,000,000円
3人世帯	228,000円	1,000,000円	8人世帯	437,000円	1,000,000円
4人世帯	270,000円	1,000,000円	9人世帯	474,000円	1,000,000円
5人世帯	311,000円	1,000,000円	10人以上世帯	510,000円	1,000,000円

■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給が可能です。

支給期間：3か月間

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 再支給のための手続き

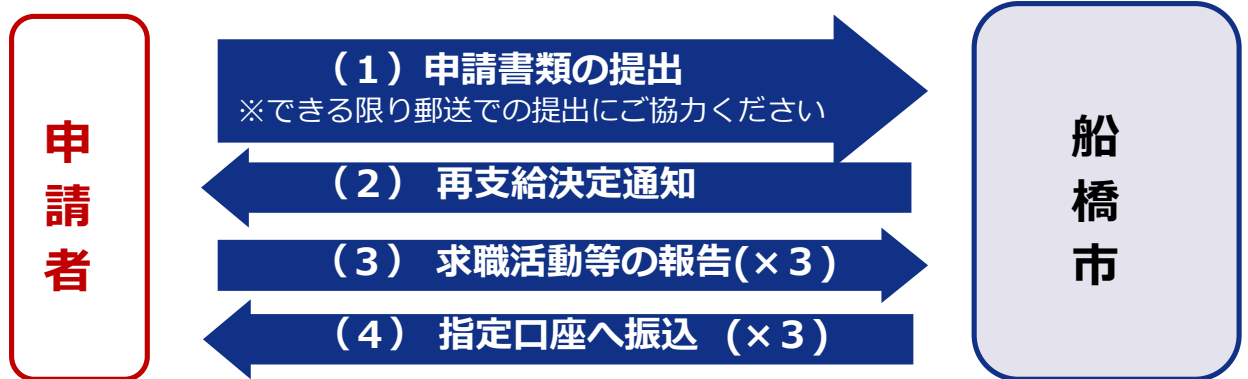
申請期限は令和4年12月31日(当日消印有効)です。

- ▶ **もう一度、船橋市への申請が必要です。**
対象となる可能性がある世帯(※)に申請書を送付します。

※新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の3か月分の支給が、既に終了した／自立支援金（再支給）の申請月で終了する世帯

※その他、要件に該当する方で申請書がお手元にはない場合は、下記申請先までご連絡をお願いします。

- ▶ **支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。**



(厚生労働省)
コールセンター

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター

☎0120-46-8030

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



(申請先)
船橋市

船橋市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当

047-404-1455

[受付時間] 平日9:00~17:00

! 「**新型コロナ生活困窮者自立支援金**」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、船橋市や船橋警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。